

保護者様

日野市教育委員会
日野市立潤徳小学校
校長 斉藤 郁央

運動器検診について

学校保健安全法施行規則が一部改正されたことに伴い、平成28年度(2016年度)より、運動器検診が健康診断項目に追加されています。

運動器検診は、運動不足や過剰な運動などにより、四肢の状態や脊柱などに疾病や異常がおきてないかをチェックし、学業やこれからの発育に差し支えないようにしていくことを目的としています。日野市立小中学校では、運動器検診を下記のように実施いたします。

お子さんの成長や生活習慣にともなって運動器の状態が1年で変わることもありますので、家庭での観察が大切な情報となっております。ご協力をお願いいたします。

記

【 検査の流れ 】

1 家庭における健康観察

- ・裏面の資料を参考に、家庭で体の動きやバランス等の観察を行い、別紙「保健調査票」の整形外科欄に結果を記入して、学校に提出します。



2 学校における健康観察

- ・「保健調査票」の情報をもとに、学校生活において健康観察や聞き取りを行います。



3 学校医による健康診断（運動器検診）

- ・学校からの情報を基に、該当する児童生徒について、脊柱側弯症や四肢の状態の検査を行います。



4 医療機関受診（専門医等による診察）

- ・学業を行うのに支障があるような疾病、異常等が疑われる場合、医療機関での検査をおすすめします。

脊柱や四肢の状態の専門医は学校医ではない整形外科医となるため、医療機関により学校への受診結果報告書の作成に係る文書料が、保護者負担となることもあります。

※お知らせ用紙 裏面に記載の病院リストにある整形外科では、文書料がかかりません。
なお、診察料の保護者負担額については、保険診療となります。

※子ども医療証があれば、保険診療の自己負担額は無料となります。

- ・脊柱側弯症が疑われる場合、2学期に行われる「脊柱側弯症検診」の対象となりますが、痛みがある場合や、症状の進行が心配な場合などは、先に専門医の受診をしてください。

保健調査票「整形外科」欄への記入について

運動器検診は、成長過程にある児童生徒等の脊柱・胸郭・四肢・骨・関節の疾病及び異常を早期に発見することにより、心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりに結び付けていくために行います。

ご家庭で以下の図を参考に観察を行い、保健調査票「整形外科」欄にご記入ください。

運動器観察 参考資料

整形外科	姿勢	背骨が曲がっている 左右の肩の高さが違う	両肩の高さ 両肩甲骨の高さ・位置 左右の脇線の曲がり方 前屈した際の背面の左右の高さ・位置
	日常生活で支障がある程度	身体を前に曲げたり後ろに反らしたりすると、腰に痛みがある	前屈したとき 後屈したとき
		肩やひじを動かすと、痛みや動きの悪いところがある	手のひらを上に向けた腕の曲げ伸ばし バンザイ 肩の上下
		片足立ちをすると、体が傾いたりふらついたりする	片足立ち(右) ※5秒以上静止できない 片足立ち(左)
		足の裏全部を床につけて、しゃがみ込むことができない	しゃがむと痛みがある ふらつく、後ろに転ぶなど

・これらの動きが出来ることは、けがの予防にもつながります。ゆっくり練習してから、保健調査票の「整形外科」欄へチェックをしてみてください。

・これらの症状があっても、通院治療中だったり、学校生活に支障がない程度だったりする場合は、検診結果のお知らせを出さないことがあります。

⇒「通院中」または「経過観察中」の場合は、保健調査票の左面「学年」欄等へご記入ください。